

令和 4 年 9 月 9 日

土木部各課長 様

土木部各出先機関長 様

技術管理課長

高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）

高知県建設工事成績評定要領第 3 条第 2 項により、一次評定者が「5 創意工夫」を評価する場合の評価項目について、「ICT 活用工事試行要領の改正及び制定について（令和 4 年 7 月 29 日付け 4 高技管第 186 号土木部長通知）」の実施に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、この通知に伴い、令和 4 年 3 月 10 日付け 3 高技管第 360 号は廃止します。

記

1 評価項目

「創意工夫」で評価する項目は、以下の項目に限る。（「別紙－1」参照）

(1) 遠隔臨場

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 338 号技術管理課長通知）に規定する遠隔臨場を実施した工事については、【施工】(14) 項目で加点評価する。〔1 点〕

(2) ICT 活用工事

ICT 活用工事試行要領の改定及び制定について（令和 4 年 7 月 29 日付け 4 高技管第 186 号土木部長通知）に規定する、

・ ICT 土工の「発注者指定型」、「施工者希望 I 型」、「内製化チャレンジ I 型、II 型」、「その他の工種の ICT 活用工事」で実施した工事については、【施工】(15) 項目で加点評価する。

〔2 点〕（ICT 法面工の場合は、技術管理課と点数について協議を行うこと。）

・ ICT 土工の「簡易型」、「ICT 土工 1000m³ 未満」、「ICT 小規模土工」で実施した工事については、加点評価〔1 点〕とする。

(3) 週休 2 日制モデル工事（4 週 8 休）「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）及び「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（令和 4 年 3 月 4 日付け 3 高土政第 1140 号土木部長通知）に規定する、週休 2 日（4 週 8 休）を達成した工事については、【その他】項目で加点評価する。〔1 点〕

2 適用日

令和 4 年 4 月 1 日以降の契約工事

3 問い合わせ先

技査（川上、廣末、植野） TEL 088-823-9825

工事成績採点の考査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

考査項目	細別	工夫事項														
5 創意工夫	I 創意工夫	<p>【施工】</p> <p>(1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。（「建設現場の遠隔臨場」の実施） <input type="checkbox"/> (15-1)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。（「ICT活用工事」における「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型」、「内製化チャレンジⅡ型」の実施） ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (15-2)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。（「ICT活用工事」における「簡易型」の実施） ※本項目は1点の加点とする。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p>【品質】</p> <p>(18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p>【安全衛生】</p> <p>(22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (24)安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。</p> <p>【その他】</p> <input type="checkbox"/> (30)その他:(「週休2日制モデル工事」4週8休達成) (31)その他:((32)その他:((33)その他:(
0		<p><令和4年4月1日以降の契約工事の取扱い> 評価項目は、以下の項目に限る。</p> <table border="0"> <tr> <td>(14) 遠隔臨場</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>(15-1) 高知県ICT活用工事試行要領に定めるICT土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」及び「その他の工種のICT活用工事」で実施した工事</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ICT法面工の場合は、技術管理課と点数について、協議を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(15-2) 同ICT土工の「簡易型」、「ICT土工1000m3未満」、「ICT小規模土工」で実施した工事</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>(30) その他（「週休2日制モデル工事」において4週8休を達成した工事）</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最大</td> <td>4点</td> </tr> </table>	(14) 遠隔臨場	1点	(15-1) 高知県ICT活用工事試行要領に定めるICT土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」及び「その他の工種のICT活用工事」で実施した工事	2点	※ICT法面工の場合は、技術管理課と点数について、協議を行うこと。		(15-2) 同ICT土工の「簡易型」、「ICT土工1000m3未満」、「ICT小規模土工」で実施した工事	1点	(30) その他（「週休2日制モデル工事」において4週8休を達成した工事）	1点	-----		最大	4点
(14) 遠隔臨場	1点															
(15-1) 高知県ICT活用工事試行要領に定めるICT土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」及び「その他の工種のICT活用工事」で実施した工事	2点															
※ICT法面工の場合は、技術管理課と点数について、協議を行うこと。																
(15-2) 同ICT土工の「簡易型」、「ICT土工1000m3未満」、「ICT小規模土工」で実施した工事	1点															
(30) その他（「週休2日制モデル工事」において4週8休を達成した工事）	1点															

最大	4点															
記述評価 (該当した評価内容を詳細記述)	評点: 0 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載														